

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

(純心中学校・純心女子高等学校令和5年5月8日以降)

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行されました。移行に伴い、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されました。つきましては、本校におきましても、新型コロナウイルス感染症対策を下記のとおり変更いたします。

1. 感染状況が落ち着いている平時の対応

- ・ご家庭との連携により、生徒の健康状態を把握します。
 - ・教室等における適切な換気を確保します。
 - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を引き続き行います。
- ※ マスクの着用は任意といたします。

2. 地域や学校において感染が流行している場合の対応

活動の場面に応じて、以下の措置等を一時的に講じることがあります。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- ・マスクの着用を推奨すること

3. 生徒本人が感染した場合の出席停止期間

- ・発症日を0日とし、5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。
(インフルエンザの場合は、発症日を0日とし、5日間経過し、かつ、症状が軽快した後2日を経過するまでです。)
- ・なお、出席停止解除後であっても、発症から10日を経過するまではマスク着用を推奨します。
- ・生徒間で、感染の有無やマスク着用の有無によって差別・偏見がないよう適切に指導を行います。

4. 同居家族が感染した場合の生徒の登校

・同居家族が感染していても、生徒本人に発熱等の症状がなく、感染が確認されていない場合には、直ちに出席停止の対象とする必要はないとされたことから、登校できます。(濃厚接触者の特定は行われません。)

5. 生徒本人に発熱等の風邪症状がみられる場合の対応

・生徒に発熱等の普段とは異なる症状がある場合は、休養することが大切ですので、無理をして登校させないようお願いいたします。その場合、「病欠欠席」として取り扱います。なお、後日、新型コロナウイルスやインフルエンザ等への感染が確認された場合は、さかのぼって「出席停止」扱いにいたします。

6. その他の留意事項

- ①新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴う欠席は、これまでは「出席停止」扱いとしていましたが、インフルエンザワクチン等の接種と同じく、「出席停止」扱いとはいたしません。
- ②同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいらっしゃる場合や、基礎疾患があることにより重症化リスクが高い生徒等、特別な事情によって感染が不安で学校を休ませたい場合は、学校にご相談ください。